

《論 文》

福島第一原発事故による広域避難者支援活動を行う民間団体に向けた公的資金の交付状況に関する考察

松田 曜子*
津賀 高幸**

要約

東日本大震災からの復興事業には、NPO や協議会等民間団体を対象とした補助金事業の公募が多数実施されており、その規模はこれまでの災害と比べても格段に大きい。この背景には、2010 年度に予算化された「新しい公共支援事業」の制定などの政策が関連している。こうした民間団体向、公募選定型の補助金事業は、自治体では行き届かないような地域や被災者の具体的な生活課題の解決を図ることで復興に寄与すると考えられる。なかでも、福島県や周辺地域からの広域避難者の問題に対しては、既存の支援制度の整備水準が未熟な分、民間団体が行う支援事業にもより重要な意義が課されているところである。しかしながら、こうした補助金事業の交付先団体の分布や活動の継続性などについて具体的な報告はなされておらず、全容がつかめていない。

そこで本稿では、既に公開されている福島県実施の補助金事業交付一覧のデータを集約し、交付先団体の属性の分類を行い、広域避難者支援の課題について民間団体向け事業選定型補助金の交付状況の全体像を明らかにすることとする。

キーワード：広域避難者、民間団体、復興基金

1 研究の背景

東京電力福島第一原発事故、および東日本大震災による広域避難の問題は未だ全容が正確につかめておらず、かつ災害復興を考える上で欠くことのできない重要な問題である。広域避難者は、復興庁の発表によると 2014 年 3 月時点で全国 47 都

道府県に分散しており [復興庁 2014a]、さらに公的に把握されていないいわゆる「自主避難者」の数は NHK が行った推定によると 13 万 5000 人 [NHK 2014] を超えるともされる。

過去の災害の広域避難問題と比べても、今回の広域避難問題は、避難者が直面する被ばくりスクの未知性、避難者を巡る環境の多様性、避難生活の先行きの不透明性などが際立って大きく、今ま

*関西学院大学災害復興制度研究所

**東日本大震災支援全国ネットワーク

でに日本が直面したことのない新しい課題であることは明らかである〔松田 2013〕。

事故後、原発事故子ども・被災者支援法や放射性物質汚染対処特別措置法が制定され、法律に基づく公的支援制度も整備されたが、支援の対象地域やその内容において限定的なものに留まっている。民間団体による避難者支援は、このような公的支援のすき間を埋めるものであり、なおかつ、多様な事情を抱え全国に散逸する避難者のニーズを拾う最前線に立つものである。

ここでいう民間団体には、避難先である全国の地域で従前から活動していたボランティア団体・NPO や、東日本大震災を受けて新たにつくられた支援団体、避難者自身が集まって作った当事者団体など様々な様態が含まれる。彼らの活動に必要な資金は、一部団体の自主財源や寄付なども考えられるが、多くは民間助成金と公的な補助金が充てられる。今回、広域避難者支援に使われた主な民間助成金としては中央共同募金会による赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」(ボラサポ) やジャパン・プラットフォーム「共に生きる」ファンドなどが挙げられ、これらの原資は国内外から寄せられた寄付金である。一方、本稿が対象とするのは、自治体が公募選定する補助金事業である。

自治体による補助金事業は国の交付金等を原資としており、その所管は内閣府や厚生労働省等の中央省庁である。交付金は福島県をはじめとする都道府県に分配され、各都道府県はそれを補助金事業に活用する。このように、所管する官庁やそれぞれの交付金が依拠する制度が様々に異なるため、広域避難者に限らず東日本大震災の民間支援活動に活用できる補助金事業は多岐にわたり、管理の一元化もなされていない。どのような補助金がどのような団体にわたり何の支援に使われたのかを知るにも、現状ではウェブに掲載されている各事業の個別の報告から情報を入手するのがせいぜいである。

そこで本稿では、広域避難者を支援する民間団体が活用した福島県による補助金事業の交付結果を公開された報告書をもとに集約し、補助金活用の状況を把握する。また、集約されたデータを考察することで、広域避難者支援に対する現行制度

の課題を洗い出し、今後の制度設計への政策提言を行うこととする。

以下では、まず 2 において、災害後の被災地支援における公的な財政支援をめぐる経過を整理する。近年、被災地復興に取り組む民間団体の活動財源として復興基金が用いられてきたが、東日本大震災、特に広域避難者支援の分野ではその動きが不調に終わった。この点について説明を加える。次いで、3 以降では、2011～2013 年度に福島県が募集した主な補助金事業の交付状況の分析とその考察を述べる。

2 被災地復興に取り組む民間団体に対する財政支援の背景

NPO やボランティア等の民間団体は、東日本大震災当初から復興の重要な担い手として認識されていた。2011 年 7 月に政府が発表した「東日本大震災からの復興の基本方針」の中でも、復興への「新しい公共」の活用としてそのことが明記されている。そのため、復興事業に取り組む民間団体に向けて公募される助成事業も多岐にわたっていた。ただし、こうした流れは震災を受けて突如生まれたものではなく、90 年代後半の地方分権化、小泉政権の三位一体改革を経て民主党政権にいたるまで掲げられた「新しい公共」の名の下で、公共サービスを NPO を含む民間に外部委託化する流れが強く生まれていた〔原田ら 2010〕背景によるものである。

その一方で、阪神・淡路大震災や中越大地震において民間支援のよりどころとなった自治体による自律運用型の復興基金が、東日本大震災では創設されることなく〔山崎 2013〕、取り崩し型の交付金が東北 3 県に配分されるに留まったことは、近年の災害と大きく異なる点である。

以上のような民間委託化の流れと復興基金の未整備が影響し、東日本大震災における民間支援の補助金は、従前から実施されていた民間団体向けの財政支援制度を、復興事業にも援用する形で積み増しされる事例が相次いだ。本稿で対象とする 4 件の補助金事業のうち 3 件もこの事例に当てはまる。

災害復興事業に新たな制度の創設ではなく既存

制度の転用で対応する選択は、防災集団移転事業など他の事例においても散見されるものであるが、民間団体への補助金制度においてもこのことがいくつかの弊害をもたらした。

特に指摘しておくべき点は、復興基金で重要な役割を果たした中間支援組織の機能がなかったために、現場の支援団体が直接自治体に申請する形で補助金の交付を受ける構図が残された点である。青田ら(2010)は、復興基金の有用性として、中間支援組織を活用し、NPO や地元企業などによる多様な復興の担い手に対する支援を強化したこと、また地域性に応じた支援を可能としたことを指摘しているが、公募選定型の補助金は自治体が直接申請団体を募るために、こうしたコーディネートを行うことができない。さらには、異なる所管官庁の交付金に依拠する補助金の交付先が別々の系統で決定されるため、交付後の活用方法についての分析も不十分にならざるを得ない。

もう一点、現場のニーズに対応した活動が着々と継続的に進められるべき災害復興支援に対し、社会実験的要素の強い「モデル事業」への財政支援という既存の枠組みを当てはめたために生じた矛盾もあった。補助金事業のほとんどが単年度事業を対象としており、なかには年度途中に募集がかけられ、当年度中に事業終了を要するものもあった。さらには審査基準に「新規性」や「他地域への転用可能性」などが掲げられていることが多く、こうした災害復興支援の実情に合わない募集条件が、民間団体の応募動機を低下させる向きに働いた可能性がある。実際、本稿の分析でも同じ補助金制度を複数年にわたり活用できた事例は少ない。この点については 4-3 で詳述する。

一方、制度の転用にあたり柔軟な対応がなされた点もある。NPO 等を対象とする通常の補助金

の場合、補助率はたかだか 10 分の 5 であり、10 分の 8 以上の資金助成を受ける場合は、委託契約を結ぶのが一般的である。しかしながら、今回は災害復興という急を要する目的のため、経費措置の条件設定はかなり緩和された。多くの補助金において募集要件に法人格を求めず任意団体の応募も可能にしたことで、震災後に設立された新規団体も復興事業に参入することができたと言える。

以上をまとめると、東日本大震災では既存の交付金制度の転用によって、創設されなかった復興基金の代用を担ったが、復興基金において中間支援組織が果たした役割を担う機能は脆弱であったこと、支援活動に新規性が求められたことで活動の継続を難しくしたこと、一方、補助金の支給条件は従来より緩和されていたことが指摘できる。

3 分析手法

3-1 調査対象とした補助金事業

本稿では、2011 年度、福島県が公募した広域避難者支援を行う民間団体向けの補助金として、以下に示す四つの補助金事業を分析の対象とした。以下にその内容と、表 1 に募集要件を整理して示す。

①福島県地域づくり総合支援事業（地域協働モデル支援事業）補助金 [福島県 2014a]

原資は内閣府の新しい公共支援事業である。鳩山政権下、2010 年度の補正予算によって「新しい公共の担い手となる NPO 等の自立的活動を後押しし、その拡大を図るための」事業が内閣府によって推進されることになった。内閣府は各都道府県に交付金を配分、各都道府県はそ

表 1 分析対象の補助金事業

補助金事業名（通称）	原資	募集年次	補助金額	補助率
①新しい公共	新しい公共事業（内閣府）	2011・2012	100～2,000 万円	10/10 以内
②帰還支援	緊急雇用創出事業（厚労省）	2012～2014	～100 万円	10/10 以内
③地域の寺子屋	安心こども基金（厚労省・文化省）	2012・2013	～20 万円	10/10 以内
④きずな維持再生	復興支援事業交付金（復興庁・内閣府）	2013・2014	100～1,000 万円	8/10 以内

※②、④の 2014 年度募集分は今回の分析対象に含めていない。

れをもとに基金を設置し、事業支援を行う。2010年度の予算額は87.5億円であったが、その後、東日本大震災からの復旧・復興への対応として2011年度の第3次補正によって岩手・宮城・福島の3県には8.8億の積み増しがされた。福島県は、この交付金をもとに、福島県地域づくり総合支援事業（地域協働モデル支援事業）の補助対象事業を募集、選定した。

②ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）〔福島県2014b〕

原資は2008年度の補正予算で創設された厚生労働省の緊急雇用創出事業である。福島県は、このうち「住まい対策拡充等支援事業」分によって「福島県緊急雇用創出基金」を設置した。この基金を活用し、「県外に避難している福島県民が、避難先で安心して暮らし、最終的には本県に帰還できるよう、避難者支援団体等による避難先における避難者のニーズに応じた継続的な支援活動」（実施要領より）の事業を募集し選定した。

③地域の寺子屋設置推進事業〔福島県2014c〕

原資は2008年度第2次補正予算で創設された厚生労働省、文部科学省が所管する安心こども基金である。福島県ではこの基金を活用し、避難中の子育て世帯が特にストレスにさらされている現状を明記した上で、「地域全体での子育て支援をさらに広めるとともに、仮設住宅等でのコミュニティ構築又は震災後の地域コミュニティ再生のため寺子屋事業に取り組む団体」（実施要項より）の事業を募集し選定した。

④福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）〔福島県2014d〕

原資は内閣府による「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業交付金」である。この交付金は復興庁の一括計上により2013年度予算に計上された。福島県はこの交付金を活用し「復興支援や被災者支援等を行う特定非営利活動法人等による取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、復興や被災者の支援の促進を通して、本県のきずな

の維持・再生を図ることを目的」（実施要項より）とする事業を募集し選定した。

なお、広域避難者支援活動を対象として公募された補助金は上記が全てではない。例えば2011年度には国土交通省が「地域づくり支援事業」（被災地の復旧・復興に連携して取り組む地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体に対する支援事業）を独自に募集した。また北海道は「東日本大震災・母子避難者の家族再会支援事業」を独自に募集した。その他、山形県や愛知県などは中央省庁から配分された交付金を直接自県に避難してきた家族への支援事業に充てた。これらは福島県が公募した上記4事業に比べて件数が少ないと想定されるが、以下で述べる分析結果の中に、このような独自予算が交付された団体の実績は含まれていないことを述べておく。

また、以下の分析において各補助金事業名は表1に示した通称を用いる。通称はNPOや民間団体間で用いられていた名称である。この通称が示すように、福島県での事業名と、交付金を配分する中央省庁の間で異なる（かつ紛らわしい）名称が用いられることで、公的資金制度を複雑なものにしていることを指摘しておく。

3-2 分析手法

上記の四つの補助金事業について、福島県のホームページ等で公開されている事業計画および報告書から補助金交付先の団体名、事業の実施地域（団体の所在地と必ずしも同じではない）、事業名、事業内容、交付額、事業額等のデータ入手し一覧を作成した。事業の中には、仮設住宅に住む被災者のみを対象にした補助金も含まれているが、それらの交付実績は分析から除外した。また、③地域の寺子屋事業は、各団体への配分額が公開されていなかったため、交付額の分析対象から除外した。表2に各助成金事業の交付件数と交付額を示す。全体では332件の事業が今回の分析対象となる。なお、件数は1応募事業を1件として数えているため、単一の団体が複数の補助を得ている場合の重複が含まれる。こうして作成された一覧をもとに、以下では交付先団体の活動地

表2 各補助金事業の交付状況

	①新しい公共	②帰還支援	③地域の寺子屋	④きずな維持再生	合計
交付件数	67	140	89	36	332
交付額合計(円)	356,894,151	127,857,000	—	166,004,400	650,755,551
平均配分額(円/件)	5,326,778	913,264	—	4,611,233	1,960,107

域、交付先団体の属性、活動の継続性の3点について考察を行う。

4 分析結果と考察

4-1 支援活動の対象地域

広域避難者支援の場合、団体の所在地と事業で対象とする避難者の居住地は必ずしも同じではない。そのため、一覧の事業名や事業内容から実質的な活動実施地域を特定し、交付件数や交付額との関係を調べた。

表3には、交付件数の多い上位10都府県と、全補助金を通じ全く交付実績がない14県を示した。復興庁の公表値によれば避難者は全47都道府県に所在することが確認されているが、補助金事業の交付には空白県があることが確認された。このことは、広域避難のような全国規模の問題を

扱う際に、補助金事業の全体調整を行う機能が不足していると、地域によって支援の格差を生んでしまう可能性を示唆している。ただし、空白の14県のうち、岩手県や宮城県については自県の補助事業で広域避難者支援もカバーできている可能性があること、また上記で述べたように、今回分析の対象外とした民間資金や他の補助金を活用する団体がある可能性も否定はできない。

さらに、避難者数と交付金額の関係を見るため、復興庁公表データによる2012年10月時点の避難者数と、対象3事業(③地域の寺子屋を除く)の交付額合計の両対数プロットを図1に示す。なお、福島県と空白県は除外している。全体的に避難者数と交付額には一定程度の相関があり、埼玉県、山梨県、奈良県などで避難者数に比して多額の補助金が交付されていることがわかる。ただし、この結果は交付されている団体の種類とも関連している(次項で後述)他、先に述べたとおり

表3 交付先活動対象地域(上位10都府県と空白県)

順位	都道府県	①新しい公共	②帰還支援	③地域の寺子屋	④きずな維持再生	合計
1	福島県	8	0	56	17	81
2	埼玉県	6	20	3	4	33
3	山形県	5	18	3	2	28
4	東京都	4	11	8	2	25
5	神奈川県	2	9	4	1	16
6	新潟県	5	4	5	1	15
7	栃木県	3	9	0	1	13
8	茨城県	1	6	3	1	11
9	京都府	1	7	1	1	10
9	兵庫県	2	7	1	0	10

全補助金について交付実績のない空白県

岩手県・宮城県・石川県・長野県・三重県・和歌山県・島根県・山口県・徳島県・香川県・高知県・長崎県・大分県・鹿児島県

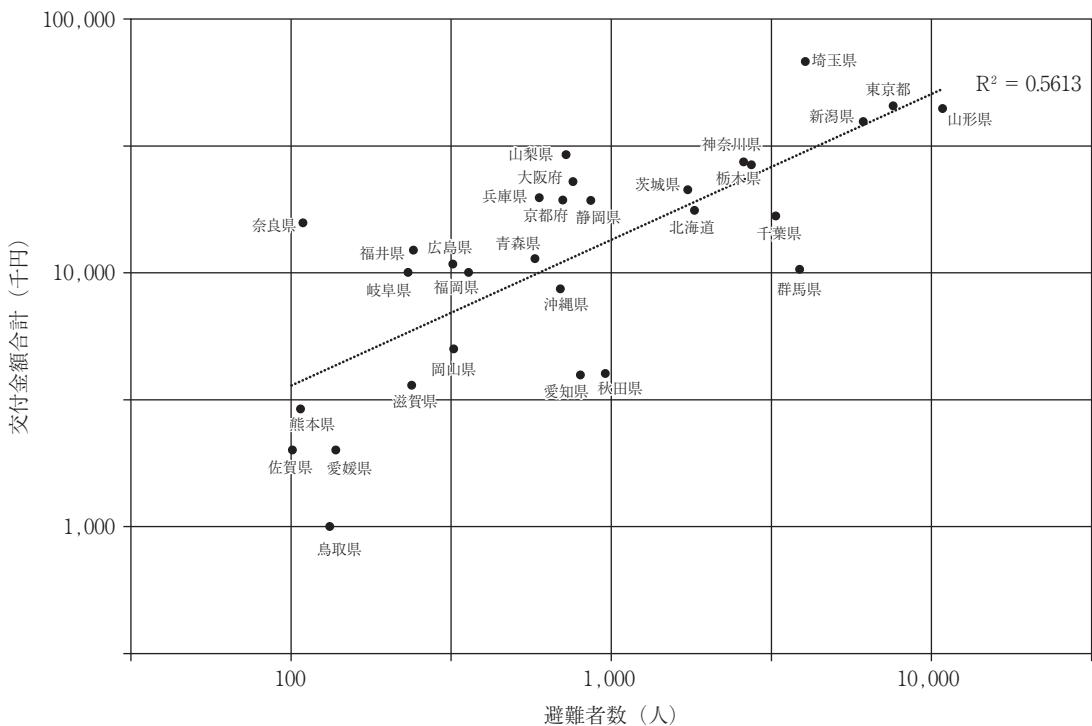


図1 2012年10月時点の避難者数と交付金額の両対数プロット

愛知県のように自県の交付金を活用している地域もあるため、一概に支援活動の強弱を表すものではない。

4-2 交付先団体の属性

次に、どのような団体が補助金の交付を受けたかを把握するため、交付先団体の属性に着目した。対象事業の募集要項では、実施主体の要件として概ね、NPO 法人、自治体を構成員に含む協議体、都道府県が推薦した任意団体等としている。本稿ではこうした応募要件にかかわらず、避難者支援目的に結成された団体と従来団体の資金調達状況を比較するため、交付先団体の名称から独自に「避難者支援団体」、「当事者団体」、「中間支援組織」、「災害ボランティア団体」、「一般団体」という5種類の属性でラベリングを行った。各属性ごとの交付件数、交付額は表4に示す。

表4を見ると、広域避難者支援を目的に結成さ

れた避難者支援団体や、避難者自身が集まり結成された当事者団体が、合わせて149件と全体の45%の交付を受けていることがわかる。また、これらの団体は交付額においても1件当たり平均200万円以上の交付を受けている。避難者支援団体や当事者団体は、設立から間もないため法人格を取得できていないケースも多かった。そのような任意団体が、補助率10/10でかつ反対給付のない補助金を獲得できていた点は、柔軟な対応の結果として評価できる。

また、中間支援組織は交付件数こそ少ないものの、1件当たりの交付額は他の団体属性に比べ圧倒的に大きい。具体的には福島県、茨城県、埼玉県、奈良県の中間支援組織が500万円以上の事業を獲得しており、こうした事業は全県域を対象にして網羅的に展開される事業となっている。

ただし、ここでの属性はあくまでも団体名から著者が独自に判断したものである。避難者支援団体と判定した団体の中には、当該地域の中間支援組織や災害ボランティア団体が主要運営メンバー

表4 団体属性別の配分件数と配分額

団体属性	配分件数					配分額（千円）				
	①新しい 公共 支援	②帰還 支援	③地域の 寺子屋	④きずな維 持再生	合計	①新しい 公共 支援	②帰還 支援	④きずな維 持再生	合計	1件 あたり
避難者支援団体	31	60	19	9	119	174,653	55,357	45,611	275,621	2,756
当事者団体	8	18	1	3	30	35,468	16,500	14,583	66,551	2,295
中間支援組織	7	2	0	4	13	33,847	1,600	23,372	58,819	4,525
災害ボランティア団体	3	6	2	1	12	16,354	5,247	4,600	26,201	2,620
一般団体	18	54	67	19	158	96,573	49,153	77,838	223,564	2,457
合計	67	140	89	36	332	356,894	127,857	166,004	650,756	—

※ 1 件あたりの配分額は、②地域の寺子屋の配分件数を除いた件数で算出した。

として携わっている可能性も高く、ここでの評価はその意味で限定的なものである。

4-3 活動の継続性

次に四つの補助金事業において、複数年度にわたり継続的に活動されているものがどの程度あるかを調べた。対象となった全 332 事業のうち、同一団体による 2 件以上の重複（複数年度、あるいは同一年度の複数補助金）があるのは 1/4 弱の 77 件（23.1%）で、固有の団体数は 246 であった。その多くは、③地域の寺子屋の 2 年度にわたる継続（20 件）である。地域の寺子屋事業は、四つの補助金事業のなかでも子どもや子育て世代のストレス解消という目的に特化しているため、事業の継続性も高くなつたものと考えられる。

図 2 は、特殊な③地域の寺子屋以外の 3 事業について、交付先団体の継続状況を整理したものである。これを見ると、2011 年度に①新しい公共の交付を受けた 20 団体のうち、4 団体は次年度も継続して同補助金の交付を受けた一方、16 団体は以降の交付を受けていない。2012 年度に交付を受けた 40 団体のうち 18 団体は、①新しい公共の公募が停止された 2013 年度には②帰還支援や④きずな維持再生に移行して交付を受けているが、22 団体はいずれの継続もしていない。なお、2012 年度に②帰還支援の交付を受けた 49 団体のうち、34 団体は次年度も同補助金の交付を受けている。

こうした継続の状況を正しく評価するには、例えば民間助成金の代表格であるボラサポ助成団体の継続状況などとの比較が必要である。もちろ

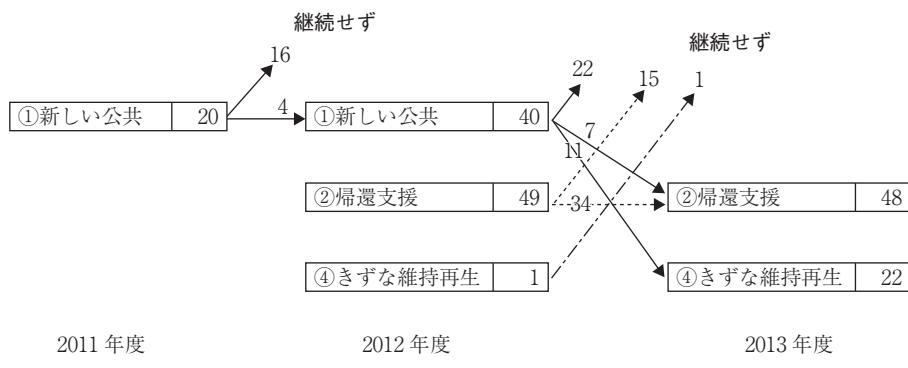


図2 補助金交付先団体の事業継続の状況

ん、1年目に公的資金によって活動した団体が、次年度は民間の助成金を活用しながら支援を継続するような例も多数あると考えられ、民と官の助成金をまたいだ複合的な分析も必要である。

しかし少なくとも、広域避難者支援が震災後数年で打ち止められるような短期的課題ではないことは明らかに、単年度事業で、交付先団体に毎年「活動の新規性」を求める補助金の枠組みが適切であるとは言い難い。特に、こうした補助金獲得に不慣れであったり、限られた人数で運営しているような民間団体にとって、毎年の申請にかかるコストは無視できるものではない。民間団体による継続した支援を定着させるためには、既存制度の転用ではなく、避難生活の長期的見通しが立たないという今回の問題の特徴に即した補助金制度の設計が必要である。

5 まとめ

以上本稿では、福島県が公募した広域避難者支援のための四つの補助金事業の交付先データをもとに、支援活動地域、交付先団体の属性、支援活動の継続性について考察した。

分析全体を通じて浮かび上るのは、現場のニーズと民間支援活動全体を俯瞰し調整するコーディネート機能の不在という課題である。各地で活動する個別の団体の立場からすれば、今回のような補助率の高い公的資金が補助金として交付される制度は好ましいものである。しかしながら、「広域避難」という問題の全体を視野に入れたとき、具体的にどの時点でどこでどのような支援が誰に対して必要になるのか、またそれが将来的にどう推移するか、といった全体像を描くことなく、個別の団体に補助金を交付することは資金の効果的な活用であるとは言えない。今回の分析で認められた空白県や継続しない支援活動の存在も把握されることさえなく、放置されることになる。

また、活動実績のない任意団体が多額の補助金を得られる制度には、当然事業不履行のリスクもつきまとう。広域避難問題への対応が補助金事業の目的であるならば、活動が進められない団体に対して運営の助言をする、別の活動団体を探すな

どの対策を講じなければ、支援の空白が生まれ避難者にとって不利益な状況が生じる。こうした支援状況のモニタリングのためにも、コーディネート機能は不可欠であると言える。

過去の復興基金では、こうしたコーディネート機能を中間支援組織が担った。原発事故に伴う広域避難のように、前例がなく全国にまたがる問題において、支援のコーディネート機能を民間に任せること、あるいは政府自身が担うのかは本来であれば震災直後に議論が必要であった。東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）は、全国各地で支援者ミーティングを開催するなどしてこの調整機能の一部を担ってきたと言えるが、決して公的な補助金制度と直接的な連動が図られていたわけではない。また、公的な補助金と、民間助成金の間の連動も取られることはなかった。この状況は現在も継続している。

冒頭で述べたように、広域避難の問題は現在も全容が把握できず、また避難者支援の長期的な見通しも立っていない。前例のない問題に対し民間支援を効果的に活用するためのコーディネート機能の強化や、補助金制度のユーザビリティの向上は、継続する広域避難問題のためにも、次の広域災害のためにも、行政や民間団体自身が制度設計のために動かなくてはならない課題だと言える。

謝辞

補助金交付データの整理にあたっては、大野沙知子氏（岐阜大学大学院）の協力を得た。記して感謝申し上げる。

参考文献

- 青田良介・室崎益輝・北後明彦「災害復興基金と中間支援組織が連動した上で地域主導による復興推進のあり方に関する考察」地域安全学会論文集 Vol. 12, pp. 31 – 40, 2010 年。
- NHK 「NHK スペシャル避難者 13 万人の選択～福島 原発事故から 3 年～」2014 年。
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO 再構築への道』勁草書房、2010 年。
- 福島県「地域の寺子屋設置推進事業」2014c。
<http://www4.pref.fukushima.jp/terakoya/info.html>

- (2014年2月アクセス。5月現在リンク切れ)。
- 福島県「福島県地域づくり総合支援事業（地域協働モデル支援事業）平成24年度第2次募集要項」2014a。<http://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/boshuuyoukou01.pdf> (2014年5月アクセス)。
- 福島県「福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）」2014d。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/56027.pdf> (2014年5月アクセス)。
- 福島県「ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）」2014b。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/hinansyasiendantai.html> (2014年5月アクセス)。
- 復興庁「全国の避難者等の数（所在都道府県別・所在施設別の数）」復興庁ホームページ、2014a。
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html> (2014年6月アクセス)。
- 松田曜子「東日本大震災および福島第一原発事故による長期・広域避難の課題と復興プロセス」第47回土木計画学研究発表会・講演集、CD-ROM、2013年。
- 山崎栄一『自然災害と被災者支援』日本評論社、2013年

Analysis of Government Subsidies for Organizations Supporting Nation-wide Evacuees from the Accident of Fukushima Nuclear Plant

MATSUDA Yoko

Abstract

Among Great East Japan Earthquake reconstruction projects are many for which the government provides subsidies inviting private-sector organizations, such as councils and NPOs, to apply, and the scale of such subsidies is much greater than in the case of any previous disaster. In the backdrop of this trend is partly the enactment of the system for supporting “new public support projects,” for which funds were allocated from the public budget in 2010. Such subsidy projects targeting private entities screened by open application are thought to contribute to reconstruction by solving daily life problems of evacuees in areas that public services cannot cover. The projects that address the problems of wide-area [nation-wide] evacuees from Fukushima prefecture and surrounding areas have been particularly significant because the level of existing support systems is not sufficient. The overall picture of these projects, however, are still unclear because the details of their activities, the budget allocation to areas where the projects are implemented, and specific reports of the characteristics of the organizations implementing the projects are not available.

This study, therefore, by summarizing data already publically available on projects implemented by the Reconstruction Agency of Japan, Fukushima prefecture, and other agencies, and by categorizing them according to the characteristics of the organization implementing the project and to the details of their activities, aims to reveal the overall picture of how funds for the subsidized projects are distributed in addressing the problems of support for wide-area [nation-wide] evacuees.

Key words: widespread evacuees, non-government organizations, reconstruction fund